

独立行政法人農業環境技術研究所の東京大学  
における大学院の教育研究への協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、東京大学大学院農学生命科学研究科(以下「大学院農学生命科学研究科」という。)における教育研究(授業及び研究指導をいう。以下同じ。)の実施に関し、独立行政法人農業環境技術研究所(以下「(独)農業環境技術研究所」という。)が協力して学生の資質向上と共に学術及び科学の発展に寄与することを目的とし、以下のとおり必要な事項を定めるものとする。

(協力の対象となる講座の名称、担当分野及び員数)

第2条 東京大学は、(独)農業環境技術研究所の協力を得るに当たり、大学院農学生命科学研究科に置かれる連携講座(エコロジカル・セイフティー学)に次のとおり教育研究上の担当分野を定め、(独)農業環境技術研究所の研究職員をこれに充てるものとする。

教育研究上の担当分野

(1)生物・環境工学専攻 4分野

大気環境学, 土壌環境学, 物質循環学, 生態系計測学

(2)生圏システム学専攻 1分野

農村緑地生態学

2 前項の専攻別の担当分野を担当する(独)農業環境技術研究所の研究職員の数は、原則として1担当分野について2名とする。ただし、(独)農業環境技術研究所において大学院の教育研究を行う場合にあっては、必要に応じ、当該分野の他の研究職員を加えて指導補助をさせることができる。

(教育研究を行う教員の身分等)

第3条 (独)農業環境技術研究所の研究職員は、(独)農業環境技術研究所における規程等により、第2条に定める大学院農学生命科学研究科における教育研究業務に従事する業務従事教員となる。

2 業務従事教員については、双方の事前協議に基づき、大学院農学生命科学研究科が選任するものとする。

3 東京大学総長は、大学院農学生命科学研究科教授会の議を経て、業務従事教員に対して東京大学の教員(以下「教員」という。)として発令する。

4 前項において発令された教員は、大学院の教育研究(管理・運営に関するものを除く。)に関しては、東京大学の専任教員と同様に取り扱う。

(課程)

第4条 教員は、大学院農学生命科学研究科の修士課程及び博士後期課程の教育研究を担当する。

(教育研究の場所)

第5条 教員は、大学院の教育研究を必要に応じ(独)農業環境技術研究所において行うことができる。

(学位審査)

第6条 教員は、大学院農学生命科学研究科に置かれた学位論文審査委員会の審査委員(主査を含む。)になることができる。

(業務の経費負担)

第7条 大学院の教育研究に要する経費については、大学院農学生命科学研究科と(独)農業環境技術研究所との協議により、双方が協力して負担しあうものとする。

(学生関与事件等の処理)

第8条 教員の指導する東京大学の学生の関与する事件等が発生した場合は、東京大学及び(独)農業環境技術研究所が相互に協力してこれを処理する。

(学生に対する賠償責任保険)

第9条 東京大学は、教員の指導する東京大学の学生に対して学生教育研究災害傷害保険及び学研災附带賠償責任保険への加入を義務付ける。

(研究成果の公表)

第10条 学生が(独)農業環境技術研究所において教育研究指導を受けて得た研究成果の公表等については、あらかじめ、(独)農業環境技術研究所の承認を得るものとする。

(特許等知的財産権の帰属)

第11条 学生が(独)農業環境技術研究所において教育研究指導を受けて得た研究成果に係る特許等の学生の持分は当該学生個人に帰属することを、東京大学及び(独)農業環境技術研究所は確認し、当該学生個人の意思を尊重するものとする。

なお、教員の持分の帰属については、東京大学と(独)農業環境技術研究所との協議により定める。

(その他)

第12条 その他本協定の実施に関して必要な事項は、東京大学大学院学則及び諸規則等並びに(独)農業環境技術研究所における規程等に定めるもののほか、東京大学と(独)農業環境技術研究所との協議により処理する。

2 本協定に定めのない事態が生じた場合は、必要に応じ、東京大学と(独)農業環境技術研究所との協議により処理する。

第13条 本協定書の変更は、東京大学と(独)農業環境技術研究所との協議により行う。

(協定期間)

第14条 本協定書は、平成18年4月1日から適用する。

2 この協定の有効期間は、5年間とする。ただし、東京大学又は(独)農業環境技術研究所からの文書により継続しない旨の申入れがない限り、本協定の有効期間を5年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書は、3通作成し、東京大学2通(うち1通は大学院農学生命科学研究科分)、(独)農業環境技術研究所1通を各々所持する。

附 則

平成16年4月1日に締結した「(独)農業技術環境研究所の東京大学大学院農学生命科学研究科における教育研究指導等への協力に関する協定書」は、平成18年3月31日限り、これを廃止する。

平成18年 4月 1日

独立行政法人農業環境技術研究所理事長  
佐藤 洋 平

東京大学総長  
小宮山 宏

東京大学大学院農学生命科学研究科長  
會田 勝 美